

こころをつなぐ 想いをつなぐ

まどか

円満相続
情報マガジン

2021年6月吉日発行
発行者 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

認知症に備える ～きちんとした対策をしていますか？～

厚生労働省発表の「令和元年簡易生命表」によると、70才女性の平均余命は20.21歳。現在70歳の女性は、90歳までご健在であることが「普通」ということになります。さらに厚生労働省の推計により、認知症の人は2025年には約700万人、高齢者の5人に1人にのぼると言われるなか、残念ながらきちんとした「認知症対策」をとられている方はまだまだ少ないのが実情です。

自分が認知症になった時、昔とは違い家族が様々な手続きで苦勞する時代になってきたことは感じつつも、「自分は認知症にならないから大丈夫」、「何とかなるから大丈夫」と考えてしまいがちです。でも、本当に大丈夫でしょうか。

例えば「自分や妻が認知症になった時は、自宅を売却して施設に入所したい」と考えていた場合、実現するのに時間も費用もかかることをご存知でしょうか。

認知症になられた方が当事者として不動産を売却する場合、法定後見人をたてて、自宅を売却するための裁判所の許可をとる「法定後見制度」の利用が必要です。申立から後見人が選任されるまで何か月かかかり、さらにその後、家庭裁判所の許可が出てからでないと自宅を売却することはできません。また後見人としてご家族ではなく弁護士や司法書士といった専門家が選任されることが多く、選任された専門家へ月2～6万円の報酬の支払いが必要です。自宅を売却した後も、後見業務が終了するその方が亡くなる時まで、報酬は支払い続けなければなりません。

預貯金の引き出しについても家族が代理でできればいいですが、家族というだけでは法的な権限はありません。キャッシュカードでご家族が引き出しを行っているケースも実際にはありますが、ご本人が認知症を患われていることを銀行が知ってしまうと、預貯金口座は凍結されキャッシュカードでも引き出せなくなってしまいます。その後の預貯金の引き出しについては、不動産の売却のときと同様「法定後見制度」の利用を求められます。

最近では銀行も、認知症の方の家族が本人の生活費や医療費をおろすためであれば、必要な範囲内で応じているようです。ただ銀行側も対応に苦慮しており、対応してもらえるかにはまだまだばらつきがあります。

「認知症対策」とはそもそも何かというと、前述の「法定後見制度」を使わないで済むようにしておくことといえるでしょう。法定後見制度は、本人を保護・支援するためにはとても有効な制度ですが、このように使い勝手が悪い面が多くあることも事実です。

「認知症対策」には「家族信託」、「委任」、「任意後見」、「贈与」といった様々な種類があり、資産やご家族の状況によりとるべき対策は異なります。ぜひ専門家の手を借りながら、お元気なうちにご家族と一緒に「認知症対策」をしておきましょう。

(レインボーニュース2020年11月号掲載)

こころをつなぐ 想いをつなぐ

円満相続情報マガジン

「まどか」2021年夏臨時号

著者 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター
発行責任者 代表理事 高田 茂
編集責任者 古丸 志保
発行所 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

知っておきたい認知症の備え ～2つの成年後見制度、どちらを利用すべき？～

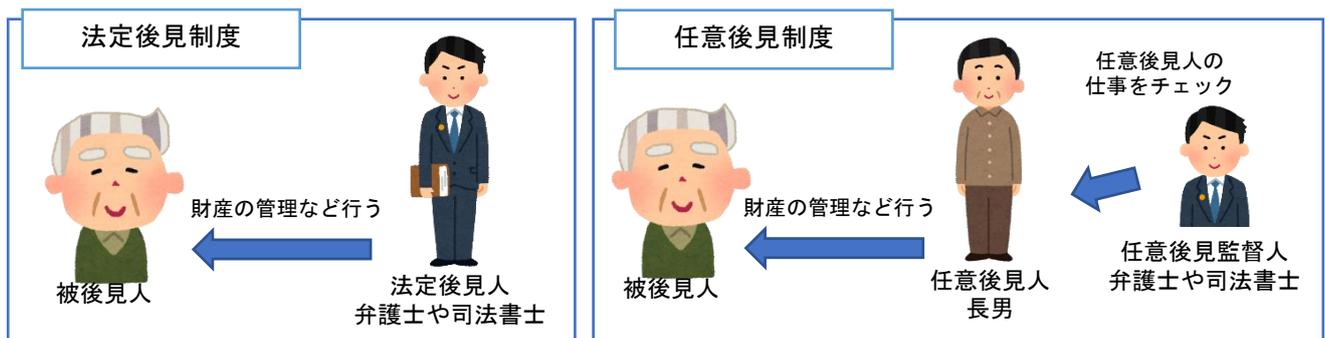
超高齢化社会といわれる昨今、長生きはとても喜ばしいことですが、医療や介護に限らず、認知症の備えも重要になってきました。「認知症」をはじめとする判断能力の衰えは、不動産の売買から定期預金の解約といった日常生活の様々な手続きにまで制限を与えてしまいます。

このような場面で利用される「成年後見制度」ですが、この制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。前頁で、認知症対策は「法定後見制度」を使わないで済むようにすることとお話ししましたが、この2つの制度の違いについて確認しておきましょう。

「法定後見制度」は認知症などにより判断能力がなくなってしまった場合に、家庭裁判所に申し立てをして成年後見人などを選任してもらいます。そのため、自分が希望する人が後見人になれるかは分かりません。最近は弁護士や司法書士といった専門家が選任されることが増え、毎月2万～6万円程の報酬の支払いが必要なようです。

これに対して「任意後見制度」では、自分に十分な判断能力があるうちに「もし判断能力がなくなったら、私の財産の管理や契約などを代わりにやってね」と、お願いする人を自分で決めて契約しておくことができます。法定後見制度と違い、自分が決めた人に任せられる安心感がありますね。

任意後見制度を利用するときは公正証書で契約をします。実際に判断能力が衰えたと判断されたときは家庭裁判所に申し立てをして、任意後見人が財産の管理などを行うこととなります。家庭裁判所には「任意後見監督人」の選任をしてもらい、その人が任意後見人の仕事をチェックすることになります。任意後見監督人にも、毎月1万～3万円程の報酬の支払いが必要です。



成年後見制度は判断能力が衰えた方を保護・支援する制度です。そのためのチェック機能として、法定後見制度では弁護士や司法書士といった専門家が後見人になることが増えてきています。任意後見制度でも自分が任せたい人を後見人とすることはできますが、弁護士や司法書士といった第三者(任意後見監督人)がチェックをしていきます。状況によってはこのチェック機能が、デメリットといえる制約になるかもしれませんね。

次頁も法定後見制度と任意後見制度について、もう少し詳しくお話しします。

知っておきたい認知症の備え ～2つの成年後見制度、どちらを利用すべき？その2～

2つの成年後見制度「法定後見制度」と「任意後見制度」の詳しい制度内容を、次の比較表で確認しましょう。

	法定後見制度(法定後見人)	任意後見制度(任意後見人)
管理者	家庭裁判所が決める法定後見人	本人が契約で決めた任意後見人
監督人	家庭裁判所が必要だと判断した場合、後見監督人がつく	家庭裁判所から選任された後見監督人が必ずつく
費用	後見人への費用 :司法書士や弁護士がつく場合 毎月2万～6万円の報酬 (家庭裁判所が決定)	後見人への費用 :後見人は家族など自由に決められ報酬は定めなくても良い 任意後見監督人への費用 :必ず選任(司法書士や弁護士) 毎月1万～3万円の報酬 (家庭裁判所が決定)
期間	本人の判断能力がなくなってから、家庭裁判所に申し立てをして開始 本人が死亡、又は判断能力が回復するまで続く	本人が元気なうちに公正証書で契約し任意後見人を決めておく 判断能力が低下したときに家庭裁判所に申し立てをして開始 本人が死亡、又は判断能力が回復するまで続く
財産管理 処分 運用	財産を維持しながら本人のために支出 投資など資産運用や財産が減ってしまう行為は禁止	契約で定めた範囲であれば処分・運用は可能 ※合理的な理由は必要
自宅の売却	家庭裁判所の許可が必要 「生活費を捻出するため」など合理的な理由がある	原則、家庭裁判所や任意後見監督人の許可・同意は不要 ※合理的な理由は必要

「任意後見制度」は契約内であれば、家庭裁判所や任意後見監督人の許可や同意を得ることなく財産の運用・処分ができますので、「法定後見制度」より柔軟にご家族が望む財産管理ができます。ただ「任意後見制度」も、実務上は家庭裁判所・任意後見監督人への事前の説明が必要です。少しでも財産減少のリスクがある財産の処分は合理的でないとして禁止されていますので、不動産の買い替えや、マンション新築、建て替えといった積極的な財産の活用を検討している場合には、「任意後見制度」利用の前に慎重な判断が必要です。



(Information)

無料相談会・WEBセミナー開催のお知らせ

コロナウィルス対策で外出を控えたいお客様へ おうちで相続相談



- ・コロナウィルス対策で、なるべく外出したくない！
 - ・日中は仕事があり、相談をしに行く時間がない！
- こういったご相談にお応えするために、弊社では電話やテレビ電話を使って、**ご自宅から出ることなく相続の相談ができるサービス**

「おうちで相続相談」を開始しました。

すでにご相続が発生されている場合は、ご相談はお早めに。
相続には期限のある手続きがあります。
初回のご相談は無料ですので、ぜひお気軽にご相談ください。
まずはお電話を！

お問合せはお電話で

☎048-711-9183 10時～18時（水曜定休）



次回WEBセミナー 開催予定

2021年7月24日(土) 13時30分～14時30分

相続学校 初級講座「遺言書のきほん 第2講座」

講師：相続学校さいたま校 古丸 志保

遺言書の作り方や作る時の注意点、相続法改正で遺言書がどう変わったのかなど。遺言書についてはじめて学ぶ方の講座です。

～相続学校ってどんな学校？～

「円満かつ円滑な相続」をテーマにした、どなたでも参加できる講座です。相続の正しい知識と、相続でもめないための知恵を、相続実務のプロからしっかり学ぶことができます。

《50歳になったら相続学校 さいたま校 運営・事務局：株式会社大和不動産》

お申込みはお電話で

☎0120-954-406 10時～18時（水曜定休）

WEBからのご予約
はこちら →



相続・不動産のお悩み解決のワンストップサービスを提供する、“一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター”。「相続が発生したけれど何から手を付けていいのかわからない」、「どんな専門家が必要なの?」、「相続対策、何をすべき?」などお困りの方、まずは私たちへご相談下さい。相続・不動産専門のコーディネーターが、問題解決までしっかりサポートいたします！

お気軽にご相談・お問い合わせください♪



無料相談は随時承っております！

お問合せ・ご相談・面談のご予約は
下記までお気軽にご連絡ください♪

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

住所 さいたま市浦和区高砂一丁目2番1号
エイパックスタワー浦和オフィス西館307

受付時間 10時～18時（水曜定休）

電話 **048-711-9183**

FAX 048-711-9151

HP <http://www.saitama-souzoku.jp/>

事務所は浦和駅西口
徒歩3分

